

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)○

- (ア)○ F P単独でも、有償で顧客の生命保険の必要保障額の計算はできる。
 (イ)○ 税理士資格のないF Pでも、有償で仮定の事例に基づく一般的な解説はできる。
 (ウ)× 社労士資格のないF Pは、有償で行政提出書類の作成、手続代行はできない。
 (エ)○ 弁護士資格のないF Pでも、公正証書遺言の証人となることはできる。

問2 正解 2

- 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識等を把握し、それにふさわしい金融商品を推奨しなければならない。
- × 本原則では、「ルールベース・アプローチ」での対応だけでなく、金融事業者は何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品サービスの提供を競い合うようにする「プリンシプル・アプローチ」も用いるべきとしている。
- 金融事業者が、本原則の一部を実施しない場合は、その理由や代替え案を十分に説明しなければならない。
- 金融事業者は、業務運営に関する方針を定期的に見直さなければならない。

【第2問】

問3 正解 3

金利・償還期限	変動10年	固定5年	(ア 固定) 3年
利払い	(イ 半年) ごと		
金利設定方法	基準金利×0.66	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
金利の下限	(ウ 0.05) % (年率)		
購入単位	1万円以上1万円単位		
中途換金	原則として発行から(エ 1年)経過すれば可能 ただし、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれる		
発行月(発行頻度)	毎月(年12回)		

問4 正解 (ア) 22.29 (倍) (イ) 39.46 (%)

- ・ P E R (株価収益率) は (ア 22.29) 倍である。
- ・ 配当性向は (イ 39.46) %である。

<解説>

(ア)
$$P E R (株価収益率) = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純収益}}$$

設例と<資料>より 株価2,260円、1株当たり収益101.37円 (※) と分かる。

(※) <資料>「3. 2020年11月期の連結業績予想」の「1株当たり当期純利益」より

$$P E R = \frac{2,260}{101.37} = 22.29 \cdots (\text{倍})$$

(イ)
$$\text{配当利回り} (\%) = \frac{1 \text{株当たり年間配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

設例と<資料>より 株価2,260円、1株当たり年間配当金40円 (※) と分かる。

(※) <資料>「2. 配当の状況」の「年間配当金」合計の2020年11月期 (予想) より

$$\text{配当利回り} = \frac{40}{101.37} \times 100 = 39.46 \cdots (\%)$$

問5 正解 1

- ・ 適用される為替レート (1米ドル) が110.00円の場合、この債券の最低単位の購入代金は (ア 11万円) となる。
- ・ この債券は (イ 投資適格債) に分類される。

<解説>

(ア) 1,000米ドル (※) $\times$ 110.00円 = 110,000円 $\rightarrow$ 11万円。

(※) <資料> [売出要項] お申込み単位より、額面金額1,000米ドル単位と分かる。

(イ) <資料> [売出要項] より格付はB B Bと分かる。一般的にB B B以上が投資適格債である。

問6 正解 1

- ・志田さんが、TS投資信託を新規募集時に1,000万口購入した際に、支払った購入時手数料(税込み)は、(ア 220,000円)である。
- ・収益分配時に、志田さんに支払われた収益分配金のうち800円(1万口当たり)は(イ 普通分配金)である。

<解説>

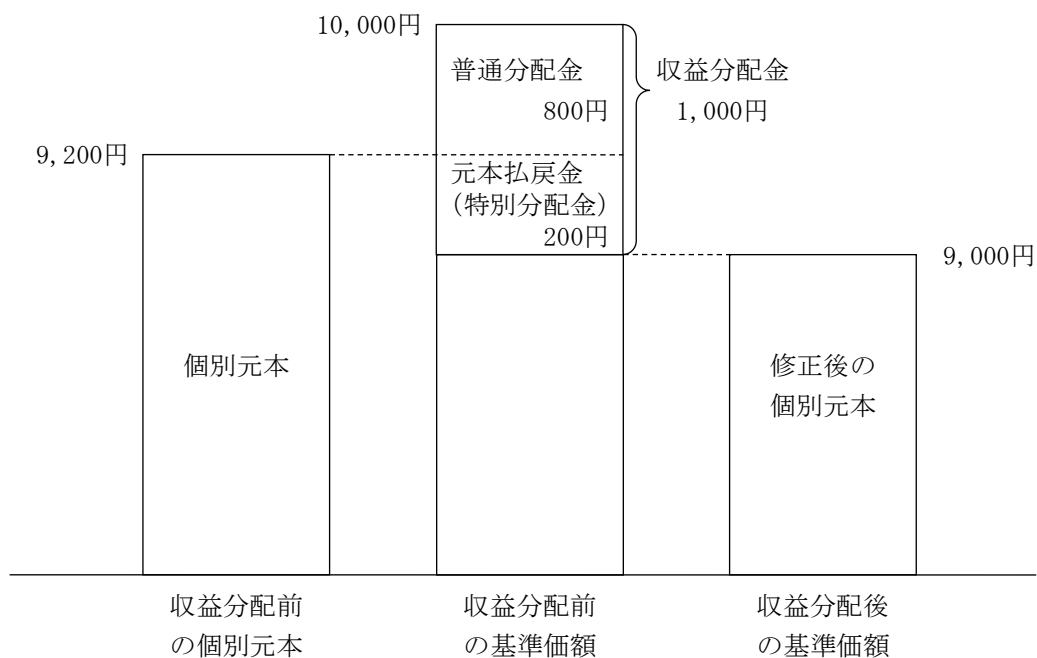
(ア) <資料>より、購入時手数料：1,000万円以上2.2%とあるため、そちらを採用する。

1円/1口×1,000万口=1,000万円。1,000万円×2.2%=220,000円

(イ) 普通分配金=収益分配前の基準価格－収益分配前の個別元本

=10,000円－9,200円=800円

よって収益分配金のうち800円は、普通分配金となる。



【第3問】

問7 正解 (ア) × (イ) × (ウ) × (エ) ○

(ア) × 壁芯面積は、登記簿上の内法面積より大きい。

(イ) × 建物の敷地が2つの用途地域にまたがる場合、面積の大きい方の用途地域の用途制限が適用される。

(ウ) × マンションの区分所有者は全員管理組合の構成員となる。任意に選択はできない。

(エ) ○ 現在の区分所有者が管理費を滞納していた場合、新たな区分所有者はその支払い義務を引き継ぐ。

問8 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)× (エ)○

(ア)○ 差押え等も「権利部(甲区)」に記載される。

(イ)× 表題部記載のLX不動産は、下線があるため抹消事項であり、現在の所有者ではない。現在の所有者は「権利部(甲区)」記載の関根健二さんである。

(ウ)× 抵当権設定に関する登記事項は、「権利部(乙区)」に記載される。

(エ)○ 登記事項証明書は、手数料を納付すれば、誰でも交付請求することが出来る。

問9 正解 3

延べ面積の最高限度は容積率を用いて計算するが、設例のように、前面道路の幅員が12m未満の場合は次の1) 2) のうち小さいほうが限度となる。

- | |
|--|
| 1) 都市計画により定められた容積率(指定容積率)
2) 前面道路の幅員×法定乗数 |
|--|

1) $30/10$

2) $7\text{m} \times 4/10 = 28/10 < 1) 30/10$ したがって、 $28/10$ を適用する。

延べ床面積の最高限度 $= 270\text{m}^2 \times 28/10 = \underline{756\text{m}^2}$

問10 正解 1

固定資産税は、(ア 市町村(東京23区は都))が、毎年(イ 1月1日)現在の土地や家屋等の所有者に対して課税する。課税標準は固定資産税評価額だが、一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地(小規模住宅用地)は、住戸一戸当たり(ウ 200m^2)以下の部分について、課税標準額が固定資産税評価額の(エ 6分の1)になる特例がある。
--

【第4問】

問11 正解 (ア) 110 (万円) (イ) 9 (万円) (ウ) 172 (万円)

- ・ ゆかりさんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 110）万円である。
- ・ ゆかりさんが現時点で、糖尿病で12日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 9）万円である。
- ・ ゆかりさんが現時点で、初めてがん（乳がん・悪性新生物）と診断されて16日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 172）万円である。

<解説>

（ア）交通事故で即死した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
死亡保険金		100万円
<保険証券2>		
死亡給付金（がん以外による死亡）		10万円

$$100\text{万円} + 10\text{万円} = \underline{110\text{万円}}$$

（イ）糖尿病により入院・通院した場合、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
疾病入院給付金	入院1日目から	日額 5,000円
通院給付金		日額 3,000円

$$5,000\text{円} \times 12\text{日} + 3,000\text{円} \times 10\text{日} = \underline{9\text{万円}}$$

（ウ）がん（乳がん）による入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券 1 >		
疾病入院給付金	入院 1 日目から	日額 5,000円
女性疾病入院特約	入院 1 日目から	日額 5,000円
手術給付金	入院給付金日額の40倍	
<保険証券 2 >		
がん診断給付金		100万円
がん入院給付金	入院 1 日目から	日額 1 万円
がん手術給付金		20万円

$$5,000\text{円} \times 16\text{日} + 5,000\text{円} \times 16\text{日} + 5,000\text{円} \times 40\text{倍} + 100\text{万円} + 1\text{万円} \times 16\text{日} + 20\text{万円} = \underline{172\text{万円}}$$

問12 正解 1

- ・「個人年金保険A、定期保険Bともに払込期日までに保険料の払込みができなかった場合でも（ア 払込猶予）期間内に保険料を支払えば、保険契約を継続させることができます。」
- ・「個人年金保険Aは（ア 払込猶予）期間内に保険料が払えなかった場合でも、（イ 自動振替貸付）によって解約返戻金の範囲内で保険会社が保険料を立て替えることにより契約は継続します。」
- ・「定期保険Bは（ア 払込猶予）期間内に保険料の払込みがない場合、保険契約は（ウ 失効）します。ただし（ウ 失効）した場合でも保険会社が定める期間内に（エ 復活）の手続きを取り、保険会社の承諾を得て未払いの保険料と利息を払い込めば、契約を有効に戻すことができます。」

問13 正解 （ア）○ （イ）× （ウ）× （エ）○

- （ア）○ 契約者A、被保険者A、受取人Bの組み合わせで受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
- （イ）× 特定疾病保障保険の死亡保険金は、非課税である。
- （ウ）× 契約者A、被保険者B、受取人Cの組み合わせで受け取る死亡保険金は、贈与税の課税対象となる。
- （エ）○ 契約者A、被保険者A、受取人Aの組み合わせで受け取る満期保険金は、所得税（一時所得）の課税対象となる。

問14 正解 3

1. ○ <資料>「建物・家財等に関する補償」①より、火災による建物保険金額は1,400万円と分かる。
2. ○ 竜巻は、②風災に該当するため、建物保険金額1,400万円、家財保険金額700万円、合計2,100万円の補償となる。
3. × 洪水は、④水災に該当するため、建物保険金額1,400万円、家財保険金額700万円、合計2,100万円の補償となる。
4. ○ その他特約等で個人賠償責任特約が付加されているため補償の対象となる。

【第5問】

問15 正解 4

＜資料＞より

〔終身保険（無配当）〕は、契約日が2010年1月12日であるため、旧契約（2011年12月31日以前に締結）に該当する。＜速算表＞より、控除額は

- ・支払金額 $94,800円 \times 1/4 + 25,000円 = 48,700円$

〔医療保険（介護医療保険契約）〕は、契約日が2017年9月14日であるため、新契約（2012年1月1日以降に締結）に該当する。＜速算表＞より、控除額は

- ・支払金額 $32,400円 \times 1/2 + 10,000円 = 26,200円$

$48,700円 + 26,200円 = \underline{74,900円}$

問16 正解 1

- ・不動産所得▲150万円のうち、土地取得のための借入金の利子50万円は、損益通算できない。 $\triangle 150万円 + 50万円 = \triangle 100万円$
- ・譲渡所得のうち、上場株式売却に係る損失は損益通算できない。
- ・雑所得の損失は、損益通算できない。

よって不動産所得▲100万円のみが給与所得と損益通算できる。

問17 正解 120（万円）

事業所得＝売上（収入）金額－売上原価－必要経費－青色事業専従者給与－青色申告特別控除

事業所得＝ $1,380万円 - 420万円 - 650万円 - 180万円 - 10万円 = \underline{120万円}$

問18 正解 190（万円）

総所得金額＝給与所得＋雑所得＋一時所得

- ・給与所得の金額＝給与収入－給与所得控除額
 $= 50万円 - 55万円（給与所得控除額）$
 $= 0（所得なし）$

老齢厚生年金および企業年金は、雑所得となる。

- ・雑所得の金額＝収入金額（年金額）－公的年金等控除額
 $= 300万円 - 110万円（※） = 190万円$

（※）＜速算表＞より 300万円 → 330万円未満であるため、控除額は110万円。（65歳以上の者）

生命保険の満期保険金は、一時所得となる。

- ・一時所得の金額＝満期保険金－既払込保険料－特別控除50万円
 $= 50万円（※） - 50万円 = 0（所得なし）$

（※）設例より、既払込保険料を控除した額である。

- ・総所得金額＝190万円

【第6問】

問19 正解 (ア) $1/2$ (イ) $1/6$ (ウ) $1/12$

[各人の法定相続分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は (ア) $1/2$ 。
- ・被相続人の長男の法定相続分は (イ) $1/6$ 。
- ・被相続人の孫Aおよび孫Bの各法定相続分は (ウ) $1/12$ 。

<解説>

民法上の法定相続人は、配偶者と子となる。長女はすでに死亡しているため、孫A、Bが代襲相続する。代襲相続分は $1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1/12$

問20 正解 3

税額 = (贈与を受けた額 - 配偶者控除2,000万円 - 基礎控除額110万円) × 税率 (※)

2020年の税額 = (3,500万円 - 2,000万円 - 110万円) × 45% - 175万円 (※)
= 4,505,000円

(※) 配偶者は直系尊属ではないため、<速算表> (ロ) 上記 (イ) 以外の場合、を用いる。

問21 正解 (ア) 400 (㎡) (イ) 330 (㎡) (ウ) 50 (%)

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	(ア) 400 ㎡	80%
特定居住用宅地等	(イ) 330 ㎡	80%
特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用宅地等	200㎡	(ウ) 50 %

問22 正解 4,500 (万円)

自用地評価額 = 路線価 × 奥行価格補正率 × 地積

よって、250千円 (※) × 1.00 × 180㎡ = 4,500万円

(※) 路線価は千円単位である。

また本問は自用地評価額を求めるため、借地権割合や借家権割合は一切用いない。

【第7問】

問23 正解 212 (万円)

○年後の予想額 (将来価値) = 現在の金額 × (1 + 変動率)^{経過年数}

4年後の基本生活費 204万円 × (1 + 0.01)⁴ = 212.28... → 212万円

問24 正解 246（万円）

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2023\text{年の金融資産残高} = 171\text{万円} \times (1 + 0.01) + 73\text{万円} = 245.71\cdots \rightarrow \underline{246\text{万円}}$$

問25 正解 2

1. ○ 為替が円安になると、輸入物価を押し上げる要因となり得る。
2. × 物価の変動だけでなく、賃金の伸びも給付水準の調整に用いられる。
3. ○ 消費税分も含んでいるため、税率の引き上げがあった場合はその分押し上げられる。
4. ○ 住宅ローンの変動金利は、短期プライムレートを基準にするケースが主流である。

【第8問】

問26 正解 13,914,000（円）

毎年の積立額から将来の合計額を求めるには「毎年の積立額×年金終価係数」で計算する。

$$40\text{万円} \times 34.785 \text{（年利1.0\%、30年の年金終価係数）} = \underline{13,914,000\text{円}}$$

問27 正解 1,960,000（円）

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$$1,000\text{万円} \times 0.196 \text{（年利1.0\%、5年の減債基金係数）} = \underline{1,960,000\text{円}}$$

問28 正解 12,200,000（円）

現在の額を複利運用した場合の将来の元利合計は「現在の額×終価係数」で計算する。

$$1,000\text{万円} \times 1.220 \text{（年利1.0\%、20年の終価係数）} = \underline{12,200,000\text{円}}$$

【第9問】

問29 正解 2

住宅ローンの繰上げ返済は、毎月返済額とは別に行う返済である。120回返済後の残高25,009,500円を起点に、そこからさらに100万円返済した額に近い返済回数の残高を探す。

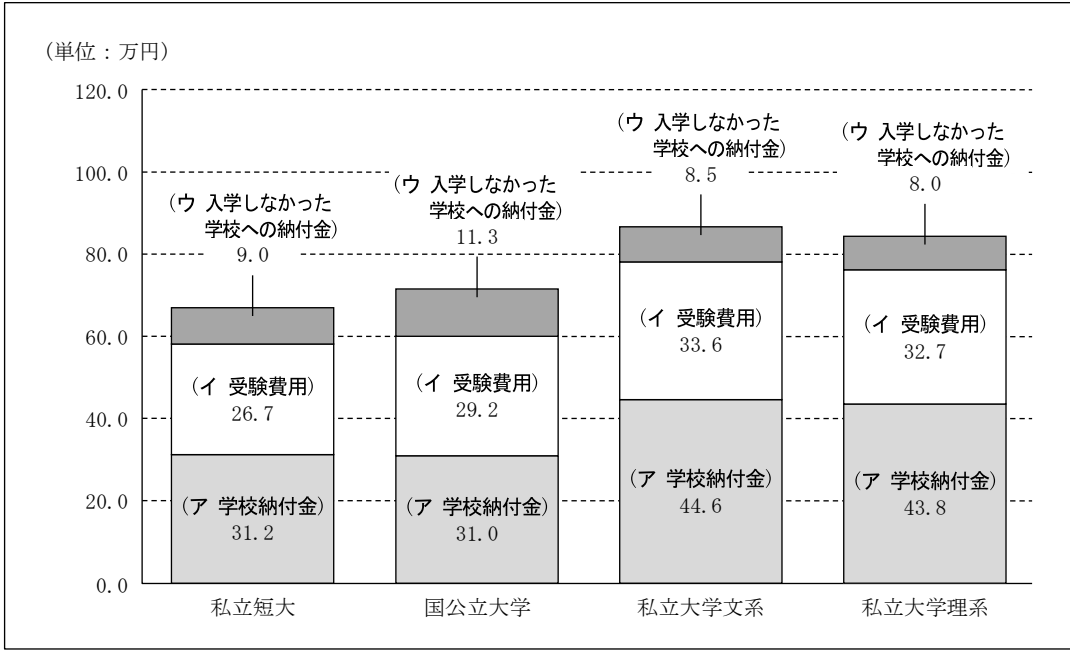
$$25,009,500\text{円} - 100\text{万円} = 24,009,500\text{円}$$

但し「返済額は100万円を超えない範囲での最大額」とあるので上記24,009,500円を下回らない残高の返済回数までとなる。→135回の24,033,332円が該当。

$$\text{返済回数} 135\text{回} - 120\text{回} = 15\text{回（月）} \rightarrow \underline{1\text{年}3\text{ヵ月}}$$

問30 正解 2

<資料：国公立・私立別にみた入学費用（子ども1人当たりの費用）>



(出所：日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果（2019年度）」を基に作成)

<解説>

本問のような問題に対応するためには、日頃から家計に関する統計に関心をもっておくことが必要である。

問31 正解 4

	日本学生支援機構の貸与型奨学金	日本政策金融公庫の教育一般貸付
貸付（貸与）対象者	(ア 学生・生徒本人)	主に学生・生徒の保護者
申込み時期	決められた募集期間内	(イ いつでも可能)
利息	[第一種奨学金] 無利息 [第二種奨学金] (ウ 金利3%) を上限とする利息付き (在学中は無利息)	在学期間内は利息のみの返済とすることが可能
貸付可能額（貸与額）	[第一種奨学金] 月額2万円、3万円、4.5万円から選択 (国公立大学、自宅通学の場合) [第二種奨学金] 月額2万円から12万円 (1万円単位)	子ども1人当たり (エ 350万円) 以内 ※一定の要件に該当する場合は450万円以内

問32 正解 (ア) 4 (イ) 8 (ウ) 5 (エ) 1

＜つみたてNISAとiDeCoの概要＞

	つみたてNISA	iDeCo
年間投資限度額および 年間拠出限度額	新規投資額で毎年 (ア 40) 万円	原則として自営業者 (イ 81.6) 万円、公務員14.4万円 など、加入者の区分によって 異なる
運用資金の引出し	いつでも引出し可	原則 (ウ 60) 歳までは引出 しができない
税制	・所得控除の適用はない ・最長 (エ 20) 年間、運用 益が非課税	・掛金全額が所得控除の対象 となる ・運用益は非課税 ・受取方法により、退職所得 控除または公的年金等控除 の対象となる
運用対象	長期の積立・分散投資に適し た一定の投資信託、ETF	定期預金、生命保険、投資信 託等

問33 正解 3

三四郎さんが在職中の現時点で死亡した場合、輝美さんが受給できる公的年金の遺族給付の額は以下の通りである。

遺族厚生年金＋遺族基礎年金＋子の加算額1人分

- ・18歳到達年度末までの子（17歳）がいるため遺族基礎年金が受給できる。
- ・子が1人いるため「遺族基礎年金（子の加算額）」が受給できる。
- ・中高齢寡婦加算額は、妻が40歳以上65歳未満で遺族基礎年金が受給できない期間に、遺族厚生年金に一律加算される。本問の場合、遺族基礎年金が受給できるため、中高齢寡婦加算額は支給されない。

よって600,000円＋781,700円＋224,900円＝1,606,600円

問34 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)× (エ)○

- ・基本手当を受給できる期間は、原則として（a 離職の日の翌日から1年間）である。
- ・秀和さんの場合、基本手当の所定給付日数は（b 120日）である。
- ・秀和さんの場合、基本手当は、求職の申込みをした日以後、7日間の待期期間および最長（c 3ヵ月）の給付制限期間を経た後、支給が開始される。
- ・基本手当を受け取るには、（d 4週間）に1回ずつ、ハローワークに出向いて、失業の認定を受けなければならない。

<解説>

（イ）自己都合退職は、一般の受給資格者にあたり、勤続年数13年（36歳－23歳＝13年）であるため、<資料>より120日と分かる。

（ウ）自己都合退職の場合の給付制限期間は最長3ヵ月である。

【第10問】

問35 正解 5,440（万円）

<近藤家のバランスシート>

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	880万円
預貯金等	1,860万円	自動車ローン	80万円
株式・投資信託	770万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	580万円	負債合計	960万円
不動産			
土地（自宅の敷地権）	1,540万円	〔純資産〕	(5,440) 万円
建物（自宅の家屋）	1,430万円		
その他（動産等）	220万円		
資産合計	6,400万円	負債・純資産合計	6,400万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．近藤家の財産の状況<保有資産（時価）><負債残高><生命保険>から、近藤家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は6,400万円、負債合計は960万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も6,400万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産＝負債・純資産合計－負債合計＝6,400万円－960万円＝5,440万円

問36 正解 985,500 (円)

$$\text{退職所得} = \{ \text{退職一時金} - \text{退職所得控除額 (※)} \} \times 1/2$$

(※) 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年) 勤続年数 1 年未満の端数は切り上げ

$$\cdot \text{退職所得} = \{ 3,120\text{万円} - 1,710\text{万円 (※)} \} \times 1/2 = 705\text{万円}$$

$$(※) 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (33\text{年} - 20\text{年}) = 1,710\text{万円}$$

$$\cdot \text{所得税額} = 705\text{万円} \times 23\% - 636,000\text{円} = \underline{985,500\text{円}}$$

問37 正解 2

譲渡所得の取得費の計算の基礎となる 1 万口当たりの基準価格 (平均取得単価) は、売却までに買い付けた Q ファンドの購入額合計と、譲渡費用である手数料等を加算し、購入口数で除して求める。

$$2018\text{年} 5\text{月} \quad 10,000\text{円} / 1\text{万口} \times 200\text{万口} + 40,000\text{円} = 2,040,000\text{円}$$

$$2018\text{年} 9\text{月} \quad 11,000\text{円} / 1\text{万口} \times 100\text{万口} + 22,000\text{円} = 1,122,000\text{円}$$

$$2019\text{年} 3\text{月} \quad 13,000\text{円} / 1\text{万口} \times 100\text{万口} + 26,000\text{円} = 1,326,000\text{円}$$

$$\text{平均取得単価} : (2,040,000\text{円} + 1,122,000\text{円} + 1,326,000\text{円}) \div (200\text{万口} + 100\text{万口} + 100\text{万口}) / 1\text{万口} = 11,220\text{円} / 1\text{万口}$$

$$\text{譲渡所得} = (\text{売却単価} - \text{平均取得単価}) \times \text{売却口数}$$

$$= (12,000\text{円} - 11,220\text{円}) \times 100\text{万口} / 1\text{万口} = \underline{78,000\text{円}}$$

問38 正解 2

死亡保険金と死亡退職金の課税価格の合計額に算入される金額は以下の通りである。

	評価額	備 考
死亡保険金	0 万円	非課税控除後 (※)
死亡退職金	1,000 万円	非課税控除後 (※)
合 計	1,000 万円	

(※) 死亡保険金、死亡退職金、各々の非課税限度額 = 500 万円 × 法定相続人の数

法定相続人は、郁子さん (配偶者)、優子さん、正之さんの 3 人となる。

優子さんと正之さんは放棄をしているが、相続税計算上は、放棄はなかったものとして数に算入する。

$$\cdot \text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$$

$$\text{死亡保険金の課税価格} = 1,200\text{万円} - 1,500\text{万円} = 0\text{円}$$

$$\text{死亡退職金の課税価格} = 2,500\text{万円} - 1,500\text{万円} = 1,000\text{万円}$$

よって課税価格の合計に算入されるのは 1,000 万円 となる。

問39 正解 4

「協会けんぽの被保険者が定年などによって会社を退職し、すぐに再就職しない場合は、協会けんぽの任意継続被保険者になるか、住所地の市区町村の国民健康保険に加入して一般被保険者となるかなどの選択肢が考えられます。

協会けんぽの任意継続被保険者になるには、退職日の翌日から（ア 20日）以内に、住所地の協会けんぽ都道府県支部において加入手続きをしなければなりません。任意継続被保険者の保険料は、退職前の被保険者資格を喪失した際の標準報酬月額、または協会けんぽの全被保険者の標準報酬月額の平均額に基づく標準報酬月額のいずれか低い額に、都道府県支部ごとに定められた保険料率を乗じて算出し、その（イ 全額）を任意継続被保険者本人が負担します。なお、被扶養者の有無やその数は、保険料に影響しません。

一方、国民健康保険の被保険者になるには、原則として退職日の翌日から（ウ 14日）以内に、住所地の市区町村において加入手続きを行います。国民健康保険の保険料（保険税）は、市区町村ごとに算出方法が異なりますが、一つの世帯に被保険者が複数いる場合は、（エ 世帯主）が保険料を徴収されます。」

問40 正解 （ア）3 （イ）5 （ウ）8

	後期高齢者医療制度	介護保険制度
保険者 (運営主体)	後期高齢者医療広域連合	（ア 市町村および特別区）
被保険者	75歳以上の者	第1号被保険者：（イ 65歳）以上の者
	一定の障害状態にある旨の認定を受けた（イ 65歳）以上75歳未満の者	第2号被保険者：40歳以上（イ 65歳）未満の医療保険加入者
保険料の徴収	（ア 市町村および特別区）が徴収	第1号被保険者：（ア 市町村および特別区）が徴収
		第2号被保険者：医療保険者が医療保険料と併せて徴収
自己負担割合	被保険者の所得等に応じ医療費の1割または3割	被保険者の所得等に応じサービス利用料の1割または2割あるいは3割
高額負担を軽減する制度	高額療養費：原則として（ウ 1ヵ月）の医療費の自己負担額（保険適用分）が一定の上限額を超えるとき ※入院時の食事代等は対象外	高額介護サービス費：原則として（ウ 1ヵ月）の介護サービスの利用者負担額（保険適用分）が一定の上限額を超えるとき ※住宅改修費等は対象外
	高額医療・高額介護合算療養費制度： 同一世帯内で、1年間における後期高齢者医療の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合算額（保険適用分）が、一定の上限額および支給基準額の合計額を超えるとき ※高額療養費等が支給される場合は、その額を差し引いた額が対象	